

# 認定特定非営利活動法人 まちぽっと定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、認定特定非営利活動法人まちぽっとといい、その略称を認定NPO法人まちぽっとという。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都新宿区歌舞伎町二丁目19番13号ASKビル501号に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域社会に住み、暮らす市民の視点から、市民の参加による持続可能な市民社会づくり、豊かな地域社会づくりに関わる政策提案を行い、その実現に向けて市民と協働して取り組むとともに、市民の自主的な社会活動（市民活動）の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 前条の目的を達成するため、本会は次の特定非営利活動を行なう。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 上記の各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行なう。

- (1) 持続可能な市民社会・豊かな地域社会づくりおよびその関連事項に関する企画、調査および研究、又は公共政策の提言、その普及および啓発に係る事業
- (2) 市民活動支援および市民活動団体と行政、企業などとの協働の推進に関する企画、調査および研究、又は公共政策の提言、その普及および啓発に係る事業
- (3) 市民活動団体に対する相談対応、助言、協力および助成事業
- (4) 市民活動に携わる人材育成のための研修およびセミナーなどの開催に係る事業
- (5) 市民活動団体相互の交流およびこれらの団体に対する情報提供に係る事業
- (6) 機関誌および調査研究報告書、書籍の発行に係る事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に規定する社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助する意思をもつ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の入会申込者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の2分の1以上の同意により、会員を除名することができる。この場合において、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款または総会が決定した重要な事項に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上20人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任など)

第14条 理事および監事は、総会で選任する。

2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本会の役員になることができない。

5 監事は、理事または本会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 理事全員は、この法人を代表する。

2 理事長は、本会の業務を統括して管理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決にもとづき、本会の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行なう。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関して不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会および所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期など)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸張する。

3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身に支障が生じ、その職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬など)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第 20 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して、理事長の諮問に答え、または理事会に意見を述べることができる。

(職員)

第 21 条 本会の事務を処理するために事務局を置き、事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長及び職員の任免は、理事長が行なう。

## 第 4 章 会議

(種別)

第 22 条 本会の会議は、総会および理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(会議運営の通則)

第 23 条 本会の会議は、この定款で別に規定するもののほか、次に掲げる事項にしたがって運営するものとする。

- (1) 表決権 会議に出席する権利をもつ者（以下本条において出席権者という。）は、平等の表決権をもつ。
- (2) 招集 会議の招集は、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法によって、あらかじめ出席権者に通知するものとする。
- (3) 定足数 会議は、出席権者が 2 分の 1 以上出席しなければ開会できない。
- (4) 議決 第 42 条第 1 項前段（定款の変更）、第 43 条第 1 項第 1 号（解散）および第 45 条（合併）に規定する議決を除いて、会議の出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。
- (5) 書面等の議決 やむを得ない理由のため会議に出席できない出席権者は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または他の出席権者を代理人として表決を委任できる。この場合において、その出席権者を会議に出席したものとみなす。
- (6) 利害関係者の議決 会議の議決において、特別の利害関係をもつ出席者は、その議事の議決に加わることができない。
- (7) 議決事項 会議における議決事項は、本条第 2 号の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要する事項として議決されたもの、この限りではない。
- (8) 議事録 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、その会議の議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 名が署名または押印しなければならない。

イ 日時および場所

ロ 出席権者数および出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者、または表決委任者がある場合はその数を付記すること）

ハ 審議事項

ニ 議事の概要および議決の結果

ホ 議事録署名人の選任に関する事項

(総会の構成)

第 24 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(総会の権能)

第 25 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画および活動予算

- (5) 事業報告および活動計算書
- (6) 役員を選任および解任、職務および報酬
- (7) 正会員の会費の額
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 26 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 27 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、正会員に少なくとも 14 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 28 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員のうちから選出する。

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款で定めるものを除くほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会の議決した事項の執行によって生じる事業計画の変更に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

## 第 5 章 資産

(資産の構成)

第 34 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 資産の区分
- (7) その他の収入

(資産の区分)

第 35 条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 36 条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第 37 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

## 第 6 章 会計

(会計の原則)

第 38 条 本会の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

(会計区分)

第 39 条 本会の会計は、特定非営利活動に係る会計とする。

(事業年度)

第 40 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および活動予算)

第 41 条 本会の事業計画およびこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなすことができる。

(予備費)

第 43 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第 44 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第 45 条 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 46 条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 47 条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。ただし、法第 25 条第 3 項に規定する「軽微な変更」の場合は、総会に出席した正会員の過半数の議決を経て変更することができる。

2 前項の「軽微な定款の変更」を行なったときは、速やかに所轄庁にその旨を届け出る。

(解散)

第 48 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかわる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 本会が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会の議決を得て、本会と類似の目的をもつ特定非営利活動法人に寄付する。

(合併)

第 50 条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。

ただし、特定非営利活動促進法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行なう。

## 第 9 章 雑則

(委任)

第 52 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局の組織および運営)

第 53 条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、2008 年 3 月 31 日までとする。

理事長	佐々木貴子
副理事長	樋口蓉子
理事	伊藤久雄
理事	大河原雅子
理事	大西由紀子
理事	奥田雅子
理事	香丸眞理子
理事	塩田三恵子
理事	島田恵司
理事	高田幸詩朗
理事	高田啓子
理事	辻 利夫
理事	坪郷 實
理事	林 泰義
理事	三木由希子
理事	村上彰一
理事	柳本悦子
監事	米倉克良
監事	畑山 弘

- 3 本会の設立当初の事業年度は、第 40 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2008 年 3 月 31 日までとする。
- 4 本会の設立初年度および次年度の事業計画および収支予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる金額とする。

年会費	個人正会員	5 0 0 0 円	個人賛助会員	3 0 0 0 円
	団体正会員	1 0 0 0 0 円	団体賛助会員	5 0 0 0 円
- 6 本会の成立により、東京ランポおよびコミュニティファンド・まち未来の会員および一切の財産は、この法人が承継する。

## 附則

この定款は、2017年5月10日から施行する。

定款に相違ない。

理事 佐々木貴子